

## 泉佐野市奨学金返還支援金給付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、海外を含む泉佐野市外（以下、「市外」という。）から泉佐野市（以下、「本市」という。）に移住し、かつ本市内で就業又は起業等した個人に対し、予算の範囲内で泉佐野市奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関して、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 市外から本市への移住・定住の促進及び本市内企業等における高度人材をはじめとする人手不足の解消を目的とする。

### (給付対象者)

第3条 市長は、別に定める要件を満たした市民に対し、支援金を給付するものとする。

### (支援対象奨学金)

第4条 支援対象とする奨学金は、市長が別に定める

### (支援金の額)

第5条 支援金の給付金額は前年中(暦年)に支払った支援対象奨学金返還額の実返還額または限度額（年間15万円）のいずれか低い方の額とする。

ただし、給付対象者の支払う支援対象奨学金返還額の実返還額について、他の公的機関等からの補助金等、市内企業等からの手当等及びあらゆる支援等を受けている場合は、その支援等の額を除いた額を支援対象奨学金返還額とする。

### (支援金給付の申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者は、市長に対し、市長が別に定める書類をその定める期日までに提出しなければならない。

### (支援金給付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、支援金を給付すべきと認めるときには、支援金の給付の決定をするものとする。

### (支援金給付の決定の通知)

第8条 市長は、支援金の給付を決定したときは、入金をもって決定の通知を行うものとする。なお、支援金の不給付を決定したときは、支援金不給付決定通知書（様式第1号）によ

り通知するものとする。

(支援金給付の決定の取消し)

第9条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付の決定を取り消すものとする。

- (1) 第6条の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき
- (2) 市長が支援金の給付の決定を取り消す必要があると認めたとき

2 前条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の給付の決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、支援金給付決定取消通知書兼返還命令書(様式第2号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。